府 共 第 3 3 0 号 平成29年4月28日

各都道府県知事 殿各政令指定都市市長 殿

内閣府男女共同参画局長 武川 恵子(公印省略)

防災・復興における男女共同参画の推進について(依頼)

平素より、男女共同参画社会づくりに向けた施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

平成27年3月、第3回国連防災世界会議において、女性の参画やリーダーシップの重要性等が盛り込まれた「仙台防災枠組2015-2030」が採択され、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第13条の規定に基づき定められた「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)では、第2部 II 第11分野において、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立が施策の基本的方向として掲げられました。また、同基本計画においては、平成32年までに都道府県防災会議の委員に占める女性の割合を30%にすること、平成32年までに女性委員が登用されていない市町村防災会議の数を0にすること、市町村防災会議の委員に占める女性の割合を早期に10%、更に平成32年までに30%にすることなどを成果目標として掲げ、防災・復興分野における男女共同参画の推進に向け、積極的な取組が進められています。

また、昨年4月に発生した平成28年熊本地震においては、発災直後から男女別トイレや授乳室の整備、避難所の運営体制への女性の参画等に取り組んだ避難所があった一方、男女共同参画の視点が不足していたため、女性の視点に配慮した対応が遅れた・不十分であったところもあったとの声が寄せられるなど、課題も認められたところです。

今般、内閣府男女共同参画局では、男女共同参画の視点による平成28年熊本地 震対応状況調査を実施し、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(平 成25年5月内閣府)」の活用や応援・受援体制等における男女共同参画の視点の 導入等の提言を含む報告書を取りまとめました。

防災・復興における男女共同参画の推進については、平成27年7月17日付け府 共第546号により、積極的な取組をお願いしているところですが、その重要性に鑑 み、本報告書を御活用いただき、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組 指針(平成25年5月内閣府)」の活用や応援・受援体制等における男女共同参画 の視点の導入等、引き続き、取組の推進をお願いいたします。 都道府県におかれましては、貴管内の市区町村(政令指定都市を除く。)に対して、本件について周知いただくよう、お願いいたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)の規定に基づくものであることを申し添えます。

掲載URL:

http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/kumamoto_h28_research.html

- 別紙1 仙台防災枠組2015-2030 (関連部分抜粋)
- 別紙2 第4次男女共同参画基本計画(抜粋)
- 別紙3 男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書概要
- 別紙4 男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書(抄)
- 別紙 5 都道府県防災会議の委員の状況(平成28年度)
- 別紙6 市町村防災会議の委員に占める女性の割合(平成28年度)

仙台防災枠組 2015-2030(仮訳) (関連部分 抜粋)

I. 前文

(略)

4.しかしながら、この同じ10年間の期間に、災害は引き続き甚大な損害をもたらし、その結果、人々、コミュニティ、国家の福祉と安全が総体として影響を受けてきた。災害の発生によって、70万人以上が死亡し、140万人以上が負傷し、約2,300万人が住む家を失った。全体としては、15億人以上の人々がさまざまな形で災害の影響を受けたことになる。<u>女性、</u>子供、脆弱な状況にある人々はより多くの影響を被っている。

(略)

7.災害リスクに対して、より広範で、より人間を中心にした予防的アプローチがなければならない。災害リスク削減の取組は、効率的かつ効果的であるために、マルチハザード対応、分野横断的、包摂的かつアクセス可能なものである必要がある。その指導・規制・調整面での役割を認識する一方、政府は、女性、子供と青年、障害者、貧困者、移民、先住民、ボランティア、実務担当者、高齢者等、関連するステークホルダーを、政策・計画・基準の企画立案及び実施に関与させるべきである。公共及び民間セクター、市民社会団体、並びに学術及び科学研究機関は、より緊密に連携し、協働の機会を創出する必要があり、また企業は災害リスクをその経営実務に組み込むことが必要とされている。

(略)

Ⅱ. 期待される成果とゴール

(略)

皿. 指導原則

19.「より安全な世界に向けての横浜戦略:防災のためのガイドライン-自然災害の予防、備え、軽減と行動計画」及び「兵庫行動枠組」に示されている原則を踏まえ、本枠組の実施は、各国の状況を考慮しつつ、また国内法並びに国際的義務及びコミットメントに従って、以下の原則に導かれるものとする:

(略)

(d) 災害リスク削減には、全社会型の参画と協力関係が必要である。また、災害により著しく影響を受けた人々、とりわけ最貧困層に対して特段の注意を払いながら、包摂的、参加可能で、差別のない参画と能力強化が必要である。性別、年齢、障害の有無、文化的側面が、すべての政策と実践において取り入れられるべきであり、また女性と若者のリーダーシップが促進されるべきである。そのため、市民による組織的な自発的取組の向上に対し、特段の配慮が必要となる。

(略)

(g) 災害リスク削減には、マルチハザードアプローチと、性別/年齢/障害等により分類されたデータのオープンな交換と普及や、伝統的知識により補完され、アクセスしやすく、最新の、包括的で、科学に基づいた、機密性のないリスク情報に基づいた、包摂的な意思決定が必要である。

(略)

IV. 優先行動

(略)

優先行動3:強靱性のための災害リスク削減のための投資

(略)

国家レベル及び地方レベル

30. この達成のために重要な行動は以下のとおりである: (略) (j) 貧困撲滅に向けて、被災後段階における持続的な解決策の探求と、災害により著しい 影響を受けた人々の能力強化と支援のため、コミュニティの関与などを含め、生計向上計 画と統合された社会的安全策(セーフティネット)・メカニズム及び包摂的な政策の設計と 実施を強化し、また、母子、新生児、子供、セクシャルヘルス及びリプロダクティブヘルスを 含む保健、食料安全保障、栄養、住宅、教育に関する基礎的サービスへのアクセスを改 善する;

(略)

優先行動4:効果的な応急対応のための災害への備えの強化と、復旧・再建・復興におけるより良い復興(Build Back Better)

32. 災害リスクに晒されている人と資産を含む災害リスクが増大し続けていることは、過去の災害の教訓と併せ、応急対応への備えを一層強化し、災害を予期した行動を行い、対応準備に災害リスク削減を統合し、そしてすべてのレベルにおいて効果的に対応・復旧するための能力を確保することが必要であると示している。女性や障害者に力を与え、男女平等やユニバーサルアクセスを可能とする対応・復興再建・復旧アプローチを公的に牽引し、促進することが鍵となる。これまでの災害に鑑みると、災害の復旧・再建・復興段階については、その備えを発災前に準備しておく必要があり、さらに、国やコミュニティを災害に対して強靱なものとしつつ、災害リスク削減を開発施策に取り込むことなどを通じ、より良い復興(Build Back Better)を行う重要な機会となる。

国家レベル及び地方レベル

- 33. この達成のために以下が重要である: (略)
- (b) 人を中心とした、マルチハザード・マルチセクター対応の予測・早期警報システム、災害リスク・緊急時通信メカニズム、ソーシャルメディア技術、及びハザード・モニタリング通信システムの、投資、開発、維持管理及び強化を行う。これらのシステムを参加型手法により開発する。社会的・文化的要件、とりわけジェンダーに関するものを含め、利用者のニーズに合わせてそれらを調整する。シンプルで廉価な早期警報機器・設備の適用を促進し、自然災害の早期警報情報の発信経路を拡大する;
 (略)

V. ステークホルダーの役割

(略)

- 36. 各国は、ステークホルダーの具体的役割及び責任を決定する際に、また同時に、関連する既存の国際的な仕組みを活用する際に、全ての官民のステークホルダーに対して以下の行動を奨励する:
- (a) 市民社会、個人ボランティア、ボランティア団体とコミュニティ団体は、
- 公的機関と連携し、特に災害リスク削減のための規範的枠組み、基準、計画の立案と実施において、具体的知識と実用的助言の提供を行うために参加する
- 地方、国、地域及びグローバルのレベルの計画や戦略の実施に従事する
- 災害リスクについての意識啓発、予防文化及び教育に対して貢献及び支援する
- 各グループ間の相互連携を強化するような強靱性のあるコミュニティ及び包摂的で全社会型の災害リスク管理を、適当な場合、提唱する。
- この点について、以下の点に留意する:
 - (i) 女性とその参画は、効果的な災害リスク管理と、ジェンダーの視点に立った災害リスク削減政策、計画、事業の立案、資金調達、実施において重要である;また、災害への備えについての女性の権利拡大と、被災後の代替生活手段に関しての能力構築のためには、十分な能力開発の取組が必要である; (以下 略)
- ※ 本仮訳は外務省によるものです。全文については、外務省HPを御覧ください。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000081166.pdf

第4次男女共同参画基本計画(抜粋)

第 11 分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

<基本的考え方>

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象(自然要因)とそれを受け止める側の社会の在り方(社会要因)により、その被害の大きさが決まってくると考えられている。性別、年齢や障害の有無等、様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要である。

平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、災害後には、増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっている。東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じた。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となる。

第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」は、「災害リスク削減」(新たな災害リスクを防止し、既存の災害リスクを削減する)を基本理念とし、性別、年齢、障害の有無、文化的側面を全ての政策と実践において取り入れ、女性のリーダーシップを促進することや、性別等により分類されたデータを踏まえた意思決定を行うことを指導原則としている。また、政策・計画・基準の企画立案及び実施に当たっては、女性の参画が重要であることから、女性に対する十分な能力開発の取組が必要であるとしている。

これらを踏まえ、予防、応急、復旧・復興等の全ての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進する。

また、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施する。

さらに、女性は防災・復興の主体的な担い手であり、災害から回復する力を持つ社会 を構築するには、女性が原動力となることを、国内外で共有する。

項目	現状	成果目標(期限)
都道府県防災会議の委員に占める女	13. 2%	30%
性の割合	(平成 27 年)	(平成 32 年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合	・女性委員が登用されて いない組織数:515 (平成26年) ・委員に占める女性の 割合:7.7% (平成27年)	 女性委員が登用されていない組織数:0 (平成32年) 委員に占める女性の割合:10%(早期)、更に30%を目指す(平成32年)
消防吏員に占める女性の割合	2. 4%	5 %
(注4)	(平成 27 年度)	(平成 38 年度当初)
消防団員に占める女性の割合	2. 5%	10%を目標としつつ、
(注 11)	(平成 26 年度)	当面 5 %
(注 11)	(十)% 20 十 皮/	(平成 38 年度)

<成果目標>

- (注4)消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、 消防事務に従事する者。(P14 注の再掲)
- (注 11) 消防団員とは、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土 愛護の精神に基づき、消防防災活動を行う市町村の消防機関である消防団の構成員。

1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進

施策の基本的方向

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災(予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階を含む)に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

めメドルではエグで	
具体的な取組	担当府省
ア 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
① 中央防災会議及びその下に設けられる専門調査会や防災に関する各	内閣府、関係府
種の有識者会議等の構成員について、女性の参画拡大を図る。	省
② 都道府県防災会議における女性委員の割合について、30%目標に向	内閣府、総務省
け、各都道府県に対して、女性委員の割合が高い事例を提供するととも	
に、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。	
③ 市町村防災会議について、都道府県防災会議の最近の動向や女性を	内閣府、総務省
積極的に登用している市町村の事例について情報提供を行うなどによ	
り、女性委員のいない市町村防災会議については、これを早期に解消す	
ることに加え、女性委員の割合について 30%目標に向けた取組を促進	
するよう、都道府県の協力も得て、市町村に対して要請する。	
④ 防災担当部局の管理職への女性の登用を含め、女性の採用・登用拡大	関係府省
に取り組む。地方公共団体に対しては、防災担当部局への女性職員の配	
置及び管理職への女性の登用促進に取り組むよう要請する。	
⑤ 応急対策における男女共同参画を推進するため、災害対策本部の構	内閣府、総務省
成員に女性職員や男女共同参画担当の職員を配置するよう、地方公共	
団体に対して要請する。	
イ 防災の現場における女性の参画拡大	
① 消防吏員、警察官、自衛官、海上保安官等について、意欲のある女性	警察庁、総務
がその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、女性の	省、国土交通
採用・登用拡大に取り組むとともに、職場環境の整備、職業能力の向上	省、防衛省
及び心身の健康の保持増進に取り組む。	
② 男女共同参画の推進の観点から、毎年の女性の採用者数を引き上げ	総務省
ることにより女性の消防吏員比率を高めるとともに、女性の消防吏員	
がいない消防本部については、これを早期に解消し、可能な限り速や	
かに複数人を確保するよう、各消防本部等に対して要請する。	
③ 男女共同参画の推進の観点から、女性のいない消防団については、こ	内閣府、総務省
れを解消することを目指すよう、地方公共団体に対して、より一層の女	
性消防団員の入団を促進するよう要請するとともに、特に、女性のいな	
い消防団に対しては、積極的な取組を要請する。また、好事例の周知等	
により、女性消防団員が活動しやすい環境を整備するよう要請する。	

ウ 防災施策への男女共同参画の視点の導入

- ① 男女共同参画の視点が地域防災計画に反映されるよう、地方公共団 | 体に対して要請するなど、防災における男女共同参画の推進を図る。
- ② 男女共同参画の視点が地区防災計画に反映されるよう、地域の住民 内閣府、総務省 への周知を地方公共団体に対して要請する。
- ③ 避難所運営に男女双方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視し 点に立った運営がなされるよう、避難所運営等に関する実態調査の結 対して取組を要請する。

果も踏まえ、避難所運営マニュアルの整備等を含め、地方公共団体等に ④ 災害時には、女性が様々な不安や悩みを抱えることや、女性に対する 暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体

等と連携を図りながら、避難所等において相談窓口や女性に対する暴 力等の予防の方法について周知するよう、地方公共団体等に対して要 請する。

- ⑤ 防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災関係者に対 | 内 閣 府、総 務 して、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施する。 特に、防災担当職員や指導的立場にある者を対象とした研修の実施に 当たっては、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視 点からの災害対応に関する講義を盛り込む。
- ⑥ 消防団、水防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、災害ボランティ アセンターを運営する社会福祉協議会、人権擁護委員、男女共同参画セ ンター等、関係する機関・団体が合同で研修や訓練を実施し、予防、応 急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に 関する知識を普及する。
- ⑦ 男女共同参画の視点に立った防災に関する地域活動等が推進される よう、地域の防災を担う女性リーダーの養成等、人材育成を行うととも に、地方公共団体や男女共同参画センターに先進的な取組事例等の情 報提供を行うなどの支援を行う。また、女性リーダーが地域防災の現 場で活躍できる仕組みを検討する。
- ⑧ 防災施策の立案及び実施に当たっては、女性、子供・若者、高齢者、 障害者、外国人等を含めた多様な住民の意見を反映させる。また、事 前の備えや避難行動等に関して、多様な住民に対する学習機会の拡充 を図る。
- ⑨ 平常時及び災害時における男女共同参画センターの役割を明確化 し、男女共同参画センターが、男女共同参画の視点からの地域の防災力 の推進拠点となるよう、地方公共団体等に対して要請する。
- ⑩ 男女が置かれている状況を客観的に把握するため、被災者及び災害 対応を行う者に関して男女別データの整備に努める。
- ① 防災・復興に係る取組が男女共同参画の視点を反映したものとなる よう、防災・復興に関連する府省庁の間で連携を密にする。

内閣府、総務省

内閣府

内閣府

省、関係府省

内閣府、総務 省、法務省、厚 生労働省、国土 交通省

内閣府、総務省

内閣府、関係府

内閣府

関係府省

関係府省

2 復興における男女共同参画の推進

施策の基本的方向

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の視点から、復旧・復興のあらゆる場・ 組織に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた復興体制を確立する。

東日本大震災の被災地においては、復興過程における男女共同参画を一層推進する。

東日本大震災の被災地においては、復興過程における男女共同参画を一	暦推進りる。
具体的な取組	担当府省
ア 復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
① 復興に関する各種の有識者会議等の構成員について、女性の参画拡	内閣府
大を図る。	
② 復興計画の策定や推進のための委員会等において、女性委員の割合	内閣府
について、30%目標が達成できるよう、地方公共団体に対して女性の参	
画拡大に向けた取組を進めるよう要請する。	
③ 被災地の住民との合意形成が重要となる復興まちづくりに当たって	内閣府
は、協議会等の構成員への女性の参画を拡大するよう要請する。	
イ 東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入	
① 各種の復興施策の実施に際して、女性、子供・若者、高齢者、障害	復興庁
者、外国人等を含めた多様な住民の意見を反映させることができるよ	
う、被災地の地方公共団体等を支援する。地方公共団体に対しては、女	
性を始め、多様な住民の意見を反映できるよう、地域の住民ニーズや地	
域の課題等を把握することを要請する。	
② 被災地における支援者や復興に従事する職員に対して、地方公共団	内閣府、復興庁
体、男女共同参画センター等と連携・協働し、男女共同参画の視点から	
の対応についての理解を促進するための研修等を行う。具体的には、復	
興に係る意思決定の場への女性の参画を促進することや、女性に対す	
る暴力等の被害者を発見したときの対応を含め被災者や支援者等の双	
方が不適切な対応を行うことのないようにすることなどの内容を盛り	
込む。	
③ 被災地における生活再建や就労支援を推進し、女性の活躍をより促	復興庁
進するため、各種施策や参考となる事例等の情報を、地方公共団体等と	
連携・協働し、被災地の女性や女性グループを始め、多様な主体に行き	
渡るよう工夫して提供する。また、仮設住宅や災害公営住宅における	
孤立等を防止する取組の事例等の情報を提供する。	
④ 復興に係る統計情報等について、統計情報等の取得の目的等を考慮	復興庁
し、地方公共団体等の協力を得ながら男女別データを把握し、まちづく	
り等の復興施策への活用を働きかける。なお、被災地の住民の意向を調	
査する場合には、男女別、世代別等のニーズが把握できるよう、地方公	
共団体等に対して、調査方法や集計方法の工夫を働きかける。	

男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査

<目的>

(別紙3)

熊本地震での地方公共団体、民間団体等における対応状況を把握し、男女共同参画の視点から分析・検討することを通じ、今後の防災施策において解決すべき課題等を明確にする

全体

く主な調査結果>

③女性や母子専用エリア

(単性別や年齢による役割分担に基づく運営とならないような取組(女性は炊事のみ担当等)

1. アンケート調査結果(ポイント)

アンケート調査 ①熊本県及び大分県並びに両県内の市町村

②避難所運営の支援等に職員を派遣した自治体

③民間団体

①避難所における男女共同参画の視点を反映した取組の実施状況

(上段:市町村数、下段:%)

62.5%

か 週 男女共同参画の視点を反映した取組 合 ①間仕切りによるプライバシ―の確保 41.7% 16.7% ②女性用更衣室 20.8% 4.2% 45.8% 41.7% 0.0% ③授乳室 45.8% 8.3% 41.7% 4.2% 4 女性専用の物干し場 66.7% ⑤男女別トイレ 0.0% 83.3% 16.7% ⑥女性のトイレを男性よりも多めに設置 4.2% 62.5% 15 ⑦避難所の運営体制への女性の参画 4.2% 0.0% 62.5% 0.0% 29.2% 58.3% 8.3% ⑧女性用物質(生理用品・下着等)の女性による 13 配布 4.2% 0.0% 33.3% 8.3% 54.2% 12 9女性のニーズの把握 16.7% 0.0% 33.3% 50.0% 14 ⑩女性に対する暴力を防ぐための措置 58.3% ⑪女性に対する相談窓口の開設・周知 16.7% 25.0% 50.0% 12乳幼児のいる家庭用エリア 50.0% 16.7%

⇒避難所運営における男女共同参画の視点からの取組については、取組ごとにばらつきがあるが、男女別トイレの設置や、避難所の運営体制への女性の参画は半数以上の市町村で実施。発災後の対応については、国や全国の自治体、特に東北地方からの助言や応援により、男女共同参画の視点からのニーズを想定できたため、それらに対する取組には東日本大震災時の状況と比べると比較的早く着手し、実施できていた。

2県37市町村

39都道府県820市区町村

50団体

②発災時(発災後1か月以内)における男女共同参画担当部局の状況

U)1)	\n\n\tag{\n\n\tag{\n\tag{\n\n\tag{\n\n\tag{\n\n\tag{\n\n\tag{\n\n\tag{\n\n\tag{\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n		(上段:	回答数、下	段:%) =	⇒:
	男女共同参画の視点から 対応を行うよう関係機関等 に要請し、自らも避難所 巡回等を実施	男女共同参画の 視点から対応を 行うよう関係機関 等に要請	他の災害 対応に 従事	通常業務 を実施	その他	
県	1	0	0	1	0	
木	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0] :
市町村	1	3	19	11	3] :
ווו שן זיין	2.7	8.1	51.4	29.7	8.1	
	2	3	19	12	3	Ι.

77

48 7

30.8

③「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等の認識・活用状況 (上段:回答数、下段:%)

5 1

有 無回答 24 14 認識状況 男女共同参画 61.5 35.9 担当主管課 12 26 活用状況 30.8 66.7 2.6 被災自治体 16 認識状況 防災担当 41.0 59.0 主管課 8 31 活用状況 20.5 79.5 583 256 20 認識状況 男女共同参画 67.9 29.8 2.3 担当主管課 205 633 21 活用状況 23.9 73.7 2.4 応援自治体 532 312 15 認識状況 防災担当 61.9 36.3 1.7 主管課 278 566 15 活用状況 32.4 65.9 1.7

○ →発災から1カ月以内に男女共同参画 担当部局が男女共同参画の視点から 災害対応を行うよう、庁内や関係機関 等に要請を行った被災自治体は、1県 (50%)及び4市町村(11%)であった。 男女共同参画の視点を欠くことが、 女性をはじめ様々な立場の人の リスクを顕在化させる一方、男女共同 参画の視点を持つことで様々な災害 対応が迅速化することから、災害時の 男女共同参画担当部局の役割を明確 にしておくことが必要である。

⇒被災自治体、応援自治体ともに 「男女共同参画の視点からの防災・ 復興の取組指針」の活用状況は3割 程度と低い状況にある。発災後に初 めて男女共同参画の視点からの災害 対応を考え、実行することは極めて 困難であることから、平時から本指針 を活用し、男女共同参画の視点から 防災計画・マニュアルの見直しを進め るべきである。

2. ヒアリング調査結果(ポイント)

ヒアリング調査 (地方公共団体、民間支援団体等) 15団体

○女性の視点を生かした住民主体の避難所運営(益城町)

益城町中央小学校は、比較的地縁関係が薄い人の集まった避難所であったが、被災者である女性(NPO法人代表)を中心に発災2か月後から住民自治による運営を行ったところ、**女性の視点を生かした運営**が行われた。

- ・固定的性別役割分担意識の解消(掃除や食事の配膳等を男女とも行うよう雰囲気づくりを実施)
- ・女性・子ども専用スペースの確保(乳幼児のいる世帯専用スペース、女性専用スペース等の設置)
- ・働く女性への互助的サポート(子育て共働き世帯への避難者同士の相互援助)
- 〇乳児世帯専用避難所の早期開設及び保育環境の早期再開(御船町)

乳児がいる世帯が避難所に居づらいとの情報から災害対策本部において課題とされ、乳児世帯専用の避難所開設が必要との報告を受け、こども未来課において早期開設を実現。

また、保育園の早期再開を目指す方針をこども未来課で決定し、事前に町長とも協議し、災害対策本部に報告。

公立保育園3園のうち、2園を被災後10日程度で再開し、民間保育所もほぼ同時期に再開した。

- ・保育園再開までの<u>つなぎの場として乳児世帯専用避難所は有効</u>だった。
- ・4月25日の早期再開により、子どものストレスが比較的少なかったと感じる。
- ・保育所再開により子どもの預け先ができ、保護者も仕事復帰や避難所退所後の居住先の目途がつけられた。
- ○被災地への職員派遣前に男女共同参画の視点を踏まえた説明会の実施(仙台市)

男女共同参画担当課が、職員派遣に先立って実施された<u>事前説明会において避難所運営における男女共同参画の視点からの配慮事項を説明</u>し、職員に男女共同参画の視点から活動に当たるよう依頼。

説明を受け派遣された女性職員は、実際に派遣先において<u>生理用品を物資として配布するよりもトイレに配置</u>するなど、多様な被災者のニーズに配慮した活動を実施。

当該職員からは**男女共同参画の視点についての事前説明は有効**で、研修は大切だと感じたとの声があった。

<提言~今後の災害対応に向けて~>

1. 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針を活用しての、各地方防災会議、地域防災計画等の見直しと、実効性ある体制づくり・取組の推進

防災・復興のあらゆる場面で、実効性のある形で男女共同参画の視点を取り入れることが重要。

- **地方防災会議の委員に占める女性の割合を高め**、男女共同参画の視点に対する意識を持つ委員を増やす。
- 〇 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針を活用し、地域防災計画に反映する。
- 災害対策本部において、男女共同参画の視点が反映されるよう、**本部員となる部長級職への研修**を実施

等

2. 平時からの男女共同参画の視点による防災等関係部局間の連携及び男女共同参画担当部局の役割の明確化

被災時、<u>男女共同参画担当部局には、男女共同参画の視点から情報収集及び二一ズ把握・分析し、必要な助言等の役割が期待</u>される。 調査では、災害時に他の部局と同様の災害対応をしていた自治体が半数を占める一方、男女共同参画部局や男女共同参画センターが積極 的に働きかけたことで、質の高い支援につながった事例も認められる。

〇 男女共同参画の視点を盛り込んだ災害対応について、地域防災計画やマニュアルに位置付け、各部局が共通認識を持つとともに平時から部局横断的な連携を図る。

等

3. 応援・受援体制における男女共同参画の視点の導入

応援職員の派遣は、被災自治体の助けとなる一方、被災自治体の負荷を増大させ、混乱を引き起こす側面もあるため、**受援体制・応援** 体制いずれの場合も事前に検討を行っておく必要がある。また、女性が必要な場所への人員配置や、被災女性も相談しやすいよう、女性 の職員もバランスよく支援現場に配置する必要がある。

- 災害派遣を行う際には、派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルを整備し、その内容に男女共同参画の視点を盛り込むといった 工夫を行う。
- 男女共同参画の視点により、多様な主体がつながるための協働・連携体制づくりを進める。

4. 自治体職員向けの防災研修・訓練に男女共同参画の視点を導入

平常時からの災害対策の質の向上と、<u>災害時の迅速な体制づくりに向けて、庁内の各部局における横断連携を前提とした研修</u>が重要。 男女共同参画の視点を反映したテーマ設定を行うとより高い効果が期待できる。

(当該研修には**内閣府作成「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」も参考**となる。)

- 男女共同参画の視点を導入した研修による、自治体内の各部門間の連携の促進。
- ※なお、内閣府においても、自治体の研修プログラムの活用の促進、先進・先駆的な男女共同参画の視点からの災害対応に関する取組 の支援及び本調査等を踏まえた研修プログラムの継続的な充実を図る必要がある。 等

5. 自助・共助における、平時からの男女共同参画の視点による啓発と女性リーダーの育成

公助による支援を効果的に進めるためには、被災者の側の共助の体制や質も重要。

調査においては、**女性の地域リーダーが活躍することで早期に質の高い避難所運営が行われた**事例も認められ、共助の基盤である地域組織への女性の参画が重要。

- 女性の地域リーダー、防災リーダーの育成
- 女性リーダーが地域で活動できる環境整備(男性リーダーに対する理解の浸透を図ることが重要)

6. 災害対応全般の底上げにつながる、被災後の保育・介護環境の早期再開や連携

被災者の生活復旧・再建を進める上で、<u>保育や介護を理由に災害対応が困難とならない</u>よう、また、災害対応従事者の力を最大限に 発揮するためにも、災害時に**早期に保育施設や介護施設が再開**できるようにすることが重要。

- 自治体において、災害対応業務に携わる人の保育・介護ニーズに対する計画的対応
- 保育・介護人材の応援派遣等の連携支援について検討(介護については極力、同性介護を目指す)

7. 男女共同参画の視点からの防災・復興に関する統計の整備・活用

被災状況を適切に把握し対策を講じるには、統計による現状把握が重要であり、より正確に実態や課題を明らかにするため、<u>男女別</u> 統計や世帯状況等、男女共同参画の視点を踏まえて調査を実施すべき。

例:緊急時の避難行動計画や地区防災計画の策定に際しての昼夜間人口における男女比、世帯類型に関する統計の活用。

熊本県と熊本市が共同で実施した「ひとり親家庭における熊本地震後の現況確認調査結果(最終)

等

等

等

男女共同参画の視点からの平成28年熊本地震対応状況調査 報告書(抄)

Ⅲ.調查報告

3 今後の災害対応に向けた提言

調査の結果、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針及び各地における過去の災害対応の 経験を踏まえ、改めて防災・復興における男女共同参画の視点の重要性について確認するとともに、 今後の災害対応において重要と考えられる取組について具体的に示す。

(2) 提言 ~今後の災害対応に向けて~

都道府県・市町村の災害対応において、男女共同参画の視点から求められる取組については、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」に示した通りだが(概要は57~58頁、本文は参考資料4を参照のこと)、今回の熊本地震の対応状況調査の結果とその考察(「2 課題と取組の方向性」42~49頁)を踏まえた上で提言をまとめた。考察の内容と併せて提示するものである。

① 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針を活用しての、各地方防災会議、地域防災計画等を見直しと、実効性ある体制づくり・取組の推進

「2 課題と取組の方向性」の全般にわたって言及した通り、被災自治体・応援自治体ともに、防災・復興のあらゆる場面で、実効性のある形で男女共同参画の視点を取り入れることが、被災者支援、復旧・復興において重要であることが明らかとなったが、アンケート調査によると「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」やチェックシートを平常時から活用している市町村は3割にとどまっている。

一方で、被災自治体の中でも、早期に避難所における環境改善について男女共同参画の視点を含めた取組を迅速に行うことができた自治体の挙げた理由をみると、「地域防災計画・防災マニュアル等に規定してある通り、取り組んだ」「避難住民のニーズなどを聞き取って取り組んだ」(各46.7%)、「自治体内部の職員の議論で意見があり取り組んだ」(33.3%)という回答が多いものの、「自治体の災害対策本部等から指摘があった」は16.7%と相対的に低くなっている。

以上から、防災計画や防災マニュアルの内容を充実させることの重要性とともに、災害対策本部における認識及び議論に男女共同参画の視点が反映されるような体制を構築することが急務であること、職員研修の重要性等が浮かび上がってきた。

なお、「IV. アンケート調査結果(詳細)」の中で、地方防災会議における女性委員の割合を高める具体的な取組についての自由記述の内容がまとめられているので、参考とされたい(被災自治体71ページ、応援自治体160ページ)。

<具体策>

- ア. 地方防災会議において、首長がその職員から指名する委員(5号委員)や自主防災組織又は学 識経験者から首長が任命する委員(8号委員)として女性を任命したり、関係団体に女性委員 を要請することを通じて、男女共同参画の意識をもつ委員を増やす。
- イ. 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針を活用し、地域の実情に応じた具体的な取組 を地域防災計画に定める。
- ウ. 計画に記載するだけに留まらないよう、定期的に実行状況を検証する仕組み作りや、より効果的なマニュアル、研修等を通じて、計画の内容を災害対応従事者が災害時に実践できるよう、周知徹底する。
- エ. 災害対策本部において、男女共同参画の視点が反映されるよう、本部員となる部長級職への研修や、災害対策本部の意思決定に女性が一定割合入るよう工夫を行う。
- オ.以上のような男女共同参画の視点による防災施策を実施していることを、広く市民、特に災害 対応関係者(消防団、自主防災組織、災対ボランティア団体、災害対応を行う医療・福祉団体 など)に周知し、施策への理解を広める。

② 平時からの男女共同参画の視点による防災等関係部局間の連携及び男女共同参画担当部 局の役割の明確化

男女共同参画の視点による災害対応は、施策横断的な視点であり、男女共同参画担当部局の みが担うものではない。防災、福祉、土木等様々な施策分野における災害対応にこの視点が活 かされなければ、災害対応の質の向上を図ることは難しい。

被災自治体の男女共同参画担当部局は、本来、災害対応の各現場・各部局の取組について男女共同参画の視点から情報収集・分析し、必要な助言・情報発信を行ったり、求められる資源(女性団体、子育て家庭や暴力被害者の支援を行っている専門家・団体等)を各部門に結び付けるといった役割が期待されるが、今回の調査では、災害時に他の部局と同様の災害対応に従事していた自治体が半数を占めた。一方で、被災自治体・応援自治体ともに、男女共同参画部局や男女共同参画センターが積極的な働きかけを行ったことで、質の高い支援につながった事例も見られた。

多様なニーズに配慮するといった男女共同参画の視点から物事を考えるためには様々な主体 との連携が欠かせない。

また、地域防災力の向上を図る上でも、女性の参画や女性防災リーダーの増加が求められているが、防災部門だけでそうした人材の掘り起しや育成を行うのは難しい。

そのため、防災担当主管課と男女共同参画担当主管課の平常時及び災害時の円滑な連携体制が求められる。

<具体策>

ア. 男女共同参画の視点を盛り込んだ災害対応について、関係部局が地域防災計画、各種マニュアルに位置付け、各部局が共通認識を持ち、実践的な研修プログラムを連携して活用するなど、平時から部局横断的な連携を図る。

- イ. 災害対策において、男女共同参画部局や男女共同参画センターが平常時及び災害時に果たす役割を地域防災計画等に明記するなど、防災施策に積極的に参画することができる体制を各自治体において構築する。
- ウ. 災害発生時は、災害対策本部において、男女共同参画の視点が反映されるよう、男女共同参画 担当部局が状況に応じて、必要な情報提供を行うなど工夫する。
- エ. 男女共同参画担当部局ならびに男女共同参画センターは、災害時に取り組むべき業務内容についてあらかじめ整理し、マニュアルなどを整備しておく。

③ 応援・受援体制における男女共同参画の視点の導入(トップマネジメントも含む)

大規模災害時の外部のから応援職員の派遣は、被災自治体にとって大いに助けとなるが、同時に、被災自治体側の対応の負荷を増大させ、しばしば混乱を引き起こす側面もあるため、受援体制・応援体制いずれの場合も事前に検討を行っておく必要がある。

特に、要配慮者のニーズの把握や、衛生・栄養・生活環境など避難生活全の課題改善のために も、女性が必要な場所への人員配置や、被災女性も相談しやすいよう、女性の職員もバランスよ く支援現場に配置する必要がある。

また、ヒアリング結果では、被災自治体において、災害対策本部や災害派遣職員の指摘で男女 共同参画の視点による取組が行われた場面もあった。特に、災害派遣職員が被災自治体の災害対 策本部といったトップマネジメントの支援に入ることも想定されるため、このようなより責任あ る立場の応援職員についても、男女共同参画の視点からの災害対応について、研修等を行ってお くことが重要である。

<具体策>

- ア. 被災自治体となった場合を想定して、他の地方公共団体や民間団体からの支援をより効果的に 受けるための受援体制を構築する際に、男女共同参画の視点を導入することで、一定の質が担 保された支援を、早期から円滑に行うことができるようにする。
 - (男女共同参画の視点も踏まえた避難所運営マニュアル・要配慮者支援マニュアル等の整備、 応援自治体へ支援を依頼する際の人員や業務の内容の整理等)
- イ. 災害派遣を行う際には、男女の比率に配慮するとともに、派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルを整備し、その内容にも男女共同参画の視点を盛り込むといった工夫を行う。
- ウ.トップマネジメントの支援に関わる可能性がある職員についても、男女共同参画の視点を踏ま えた研修や派遣前の情報共有を実施する。

④ 自治体職員向けの防災研修・訓練に男女共同参画の視点を導入

本調査において、男女共同参画の視点を取り入れた防災研修を行っている被災自治体は少なく、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の認知度、活用状況はいずれも高いものではなかった。

③で指摘した通り、応援・受援体制においても、被災者ニーズの把握や支援体制に求められ

る要素についてどのように認識しているかが、支援の質を左右する。

平常時からの災害対策の質の向上と、災害時の迅速な体制づくりに向けて、平常時及び災害時の庁内の各部門における横断連携を前提とした研修も重要であり、特に、男女共同参画の視点を反映したテーマ設定を行うとより高い効果が期待できる(例:職員の非常参集や現場派遣体制と職員の性別・育児・介護状況、避難所における衛生・栄養・育児・介護問題への対応と避難所運営支援における人員配置・部門間連携、仮設住宅の建設に当たっての育児・介護ニーズの把握、失業した子育て世帯における子どもの貧困・就学問題と親の再就職問題の両方に対する効果的な支援)。

<具体策>

- ア. 男女共同参画の視点を導入した研修による、自治体内の各部門への災害対応に関する認識の共 有。
- イ. 男女共同参画の視点を導入した研修による、自治体内の各部門間の連携の促進。

また、内閣府では、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の内容も踏まえ、「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」を作成し、活用についてのアドバイスを行っている。 内閣府としても、このように自治体の研修プログラムの活用を促進するとともに、先進・先駆的な男女共同参画の視点からの災害対応に関する取組を支援することが重要であり、本調査等を踏まえた研修プログラムの継続的な充実を図る必要がある。

URL http://www.gender.go.jp/policy/saigai/bosai_kenshu.html

⑤ 自助・共助における、平時からの男女共同参画の視点による啓発と女性リーダーの育成

公助による支援を効果的に進めるためには、被災者の側の共助の体制や質も重要となる。平日 昼間に災害が発生した場合、女性・高齢者・中学生以下の子どもが主体とならざるを得ない。避 難生活においては、特に衛生・栄養・育児・介護等の気づきや要望のとりまとめが効果的に行わ れなければ、必要な支援が被災者の元へ十分には届かないためである。

今回の調査でも、地域の男性リーダーに男女共同参画の視点での支援の必要性を理解してもらうことが難しかったという意見や、逆に、女性の地域リーダーが活躍することで早期に質の高い避難所運営が行われたケース、応援自治体が男女両方の職員をバランスよく避難所に派遣したことで、被災女性が相談しやすかったと思われるケース等が認められた。

共助活動の基盤となっている地域組織も、担い手の高齢化や若い世代の自治会・町会離れなどにより弱体化が進んでおり、高齢男性を中心とした組織運営により、役割の固定化や若い世代が近づき難い雰囲気となっているのも事実である。こうした地域組織に女性が参画することは、若者や福祉・子育て活動等の多様な背景を持った人が関わりやすい雰囲気にもつながり、地域組織の持続可能性に寄与する可能性を持っている。

なお、熊本地震の被災地では、災害への備えの意識が低い傾向にあったとして、自助の取組を さらに進める必要があるとの反省の声も関係者から上がっている。

<具体策>

- ア. 女性の地域リーダー、防災リーダーを育成する。
- イ.女性リーダーが地域で活動できるよう環境整備を行う。(特に、地域の男性リーダーに、女性リーダーの必要性に対する理解の浸透を図ることが重要)
- ウ. 地域を主体とした共助活動の活性化を図るに当たっては、防災部門だけでなく、自治会等を担当する部門、男女共同参画部門、福祉部門や社会福祉協議会、教育委員会等と連携することで、 多様な層への参加の呼びかけを行い、女性・子育て世代・子どもなども関心を持ちやすい学習・ 訓練メニューを用意する。
- エ. 地域の防災訓練に、自治体職員も参加する機会を設け、災害時の円滑な連携につなげるようにする。その際、男女バランスを考慮し、男女共同参画の視点からも学習できるようにする。

⑥ 災害対応全般の底上げにつながる、被災後の保育・介護環境の早期再開や連携

女性の就業が進み、様々な災害対応業務にも携わるようになっているが、子育でや介護等、家庭的責任の多くを女性が担っている現状も踏まえ、また、災害対応従事者の力を最大限に発揮するためにも、保育や介護を理由に災害対応が困難とならないよう、災害時に早期に保育施設や介護施設が再開できるようにすることが重要である。

また、保育施設に預けていない乳幼児や児童を抱えた家庭でも、避難生活や自宅の片づけなどによる一時預りニーズが生じることから、そうした子どもたちの保育施設や学童保育、子育てNPOやボランティアとの連携による一時預りについても柔軟に対応する必要がある。

なお、東日本大震災後の専門家による調査¹によると、津波被災地で被害に遭った母親の約3割に産後うつになっている可能性があり、産科的因子よりも社会的要因の影響のほうが大きいとの指摘もなされていることから、中長期的な支援の視点も必要である。

<具体策>

- ア. 各地方公共団体において、災害対応業務に携わる人の保育ニーズに対する計画的な対応の準備 を進める。
- イ.保育・介護人材の応援派遣等の連携支援について検討する(国・都道府県を含む)。 その際に介護施設については、同性による介護の確保という観点も踏まえ、性別にも配慮した 応援派遣等の支援を検討する。

⑦ 男女共同参画の視点からの防災・復興に関する統計の整備・活用

被災状況を適切に把握し対策を講じるには、統計による現状把握が重要であるが、その際、 より正確に実態や課題を明らかにするためにも、男女共同参画の視点を踏まえて調査を実施す

^{1 「}東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 Annual Review 2012-2013」(42-43 頁) http://www.megabank.tohoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2014/03/annualreview.pdf

べきである (例:熊本県と熊本市が共同で実施した「ひとり親家庭における熊本地震後の現況 確認調査結果 (最終)」)。男女別統計や世帯類型など、男女共同参画の視点から統計の活用は、災害の各段階において有効であることから、平常時の災害対策はもちろん、発災後も速やかに 統計を活用できるよう、あらかじめ指標を定めておくことも重要である (例:緊急時の避難行動計画や地区防災計画の策定に際しての、昼夜間人口における男女比や世帯類型に関する統計の活用、復興支援事業の受益者の男女別統計など)。なお、今後の防災・復興に対する取組の質の向上及び災害対応の進捗確認のため、継続的に調査を行うべきものは国を含め取り組んでいく必要がある。

<具体策>

- ア. 予防段階における男女共同参画の視点からの統計の整備・活用 (例:自主防災組織の活性化、避難訓練、地区防災計画策定、自治体職員の非常参集や職員配置 計画等)
- イ. 応急対応段階における男女共同参画の視点からの統計の整備・活用 (例:避難所運営、在宅避難・車中泊等の避難形態、物資、支援メニュー等)
- ウ. 復旧・復興段階における男女共同参画の視点からの統計の整備・活用 (例:仮設住宅・復興公営住宅の建設、雇用・労働、子育て世帯・介護世帯の実態把握)

1 事前の備え・予防

- 一防災担当部局の担当職員について、その男女比率を少なくとも庁内全体の職員の男女比率に近づけることや 管理職への登用等、女性職員の採用・登用の促進に取り組むこと。
- 一防災対策に男女共同参画の視点を反映するため、地方防災会議における女性委員の割合を高めること。
- 一地域防災計画の作成、修正に際し、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映すること。
- 一女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定程度を備蓄するとともに、倉庫業者、 運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・事業者等と協定を締結し、災害発生時に速やかに 調達・輸送できるようにすること。
- 一男女共同参画の視点からの災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設けること。
- 一 自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ること。

2 発災直後の対応

- 一妊産婦や乳幼児を連れた保護者は、避難に時間と支援を要することが多いため、関係機関、自主防災組織、 近隣住民等の協力を得て、安全を確保できる場所への避難誘導・避難介助を行うこと。
- 一救助・救援、医療及び消火活動、ライフラインの復旧等に係る業務が、子育てや介護等の家庭的責任を有する職員または社員等も参画して速やかに実施されるよう、災害直後から子育で・介護支援を実施すること。
- 一帰宅困難者が大量に発生することが想定されている地域においては、平常時に協定等を締結した駅周辺の商業施設や大学等に対して、男女共用のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保するよう要請すること。

5 復旧・復興

- 復興計画の作成に際し、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映すること。
- 一住民の意見集約に当たっては、必要に応じて女性だけの話し合いの場を設けるなど、生活者の視点に立った 具体的な提案を出しやすい環境を整備すること。
- 災害公営住宅を整備するに当たっては、計画・設計の段階において意思決定の場に女性が参画するとともに、 これらの意見を踏まえた住宅を建設すること。住宅には、入居者同士の交流等が図れるよう、集会等に利用するための施設を設置することが望ましい。
- 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策や、職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を実施するに当たっては、女性の雇用機会を確保すること。
- 男女共同参画センターは、平常時から行っている相談事業、情報提供事業、広報・啓発事業等に加え、地方公共団体の関係機関や地域の人材・団体との連携等を通じて、男女共同参画の視点からの情報提供や相談対応、男女共同参画に関する課題に取り組むNPOやボランティアの活動拠点等の被災者支援を行うことが考えられる。

6 広域的避難の支援

一大規模災害等において被災者が広域的な避難を行う場合、特に、女性は子どもとともに母子で避難することが多いと想定されることから、実態やニーズを把握し、必要な対策を講じること。

7 各段階における支援者への啓発と支援

一民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意 喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知・伝達するよう努めること。

8 男女別統計の整備

一防災・復興の施策を推進する際に男女共同参画の視点を反映するためには、男女が置かれている状況を データ等により客観的に把握することが重要であることから、災害発生時は、被災者及び災害対応を行う者に 関して、男女別統計の整備に努めること。

3 避難所

- ー開設当初から、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けること。仮設トイレは、男性 に比べて女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすることが望ましい。
- 一避難所の管理責任者には、男女両方を配置すること。
- 避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。
- ー生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配布したり、女性専用スペースや女性トイレに 常備しておくなど、配布方法を工夫すること。
- 一女性や子どもに対する暴力等を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回警備したり、防犯ブザーを配布するなど、安全・安心の確保に配慮すること。また、暴力を許さない環境づくりや、被害者への適切な対応を徹底すること。

4 応急仮設住宅

- 一入居者が孤立せず、入居者同士の交流等が図れるように、集会施設を設置するとともに、その運営を支援すること。
- ー応急仮設住宅団地を設置した場合には、自治会等の育成を図り、自治会長や副会長等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。
- ープレハブ型の応急仮設住宅や民間賃貸住宅を活用したみなし仮設住宅の入居者に対し、保健師等の専門職や 男女両方の生活支援員等が巡回訪問等を行い、問題の把握及び解決に努めること。
- ー生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体等と積極的に連携を図りながら、相談窓口や女性に対する暴力等の予防の方法について周知すること。
- 男性としての重圧や他人に弱音を吐くことを避ける傾向にある男性の精神面での孤立が課題となってくることから、男性に対する相談体制を整備するとともに、相談窓口の周知方法を工夫すること。

都道府県防災会議の委員の状況(平成28年度)

都	道府県	道府県名 委員総数 うち 女性委員 女性比率 (人) 数 (%)		都	都道府県名		委員総数 (人)	うち 女性委員 数	女性比率 (%)		
北	海	道	66	5	7.6	滋	賀	県	56	9	16.1
青	森	県	44	9	20.5	京	都	府	65	10	15.4
岩	手	県	73	11	15.1	大	阪	府	59	6	10.2
宮	城	県	53	5	9.4	兵	庫	県	55	6	10.9
秋	田	県	60	7	11.7	奈	良	県	59	7	11.9
山	形	県	59	10	16.9	和	歌山	県	51	2	3.9
福	島	県	51	6	11.8	鳥	取	県	67	29	43.3
茨	城	県	51	6	11.8	島	根	県	71	25	35.2
栃	木	県	52	8	15.4	岡	山	県	56	7	12.5
群	馬	県	47	5	10.6	広	島	県	58	2	3.4
埼	玉	県	69	7	10.1	山		県	56	7	12.5
千	葉	県	61	8	13.1	徳	島	県	79	39	49.4
東	京	都	66	2	3.0	香	JII	県	59	8	13.6
神	奈 川	県	55	8	14.5	愛	媛	県	61	5	8.2
新	潟	県	72	18	25.0	高	知	県	57	6	10.5
富	山	県	65	9	13.8	福	畄	県	58	3	5.2
石	Ш	県	70	7	10.0	佐	賀	県	68	22	32.4
福	井	県	56	2	3.6	長	崎	県	66	7	10.6
山	梨	県	61	4	6.6	熊	本	県	56	6	10.7
長	野	県	64	6	9.4	大	分	県	50	5	10.0
岐	阜	県	61	11	18.0	宮	崎	県	53	4	7.5
静	岡	県	55	4	7.3	鹿	児島	!	60	5	8.3
愛	知	県	75	2	2.7	沖	縄	県	54	7	13.0
Ξ	重	県	55	6	10.9		計		2,815	393	14.0

市町村防災会議の委員に占める女性の割合(平成28年度)

			市区町村 防災会議 数	0(いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40% 以上	平均(%)
市	区	(件)	791	57	129	270	276	42	12	5	10.0
		(%)	100.0	7.2	16.3	34.1	34.9	5.3	1.5	0.6	
	うち政令指定都市	(件)	20	0	2	8	8	0	1	1	13.4
		(%)	100.0	0.0	10.0	40.0	40.0	0.0	5.0	5.0	
	うち政令指定都市	(件)	771	57	127	262	268	42	11	4	9.8
	以外	(%)	100.0	7.4	16.5	34.0	34.8	5.4	1.4	0.5	
町	村	(件)	846	379	122	190	134	15	2	4	5.2
		(%)	100.0	44.9	14.3	22.5	15.8	1.8	0.2	0.5	
合	· 計	(件)	1,638	436	251	460	410	58	14	9	8.0
		(%)	100.0	26.7	15.3	28.1	25.0	3.5	0.9	0.5	

			市区町		村防災会議				寸防災会議の				
	都道府県名		村防災 会議数	総委員数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性割合 (%)	0(いない)	1%~5% 未満	5%~10% 未満	10%~ 20%未満	20%~ 30%未満	30%~ 40%未満	40%以上
北	海	道	168	3,879	146	3.8	61.3	16.1	14.9	6.0	0.6	0.0	1.
青	森	県	35	662	24	3.6	60.0	17.1	5.7	17.1	0.0	0.0	0.
岩	手	県	30	1,035	72	7.0	16.7	26.7	30.0	23.3	3.3	0.0	0.
宮	城	県	32	936	63	6.7	28.1	28.1	15.6	21.9	6.3	0.0	0.
秋	田	県	25	707	82	11.6	24.0	8.0	28.0	24.0	8.0	4.0	4.
Щ	形	県	31	955	57	6.0	22.6	12.9	54.8	6.5	3.2	0.0	0.
福	島	県	45	1,095	50	4.6	53.3	13.3	22.2	6.7	4.4	0.0	0.
茨	城	県	41	1,282	76	5.9	22.0	24.4	36.6	17.1	0.0	0.0	0.
栃	木	県	24	689	62	9.0	25.0	16.7	20.8	33.3	0.0	4.2	0.
群	馬	県	26	816	59	7.2	19.2	19.2	46.2	15.4	0.0	0.0	0.0
埼	玉	県	62	2,148	212	9.9	8.1	11.3	33.9	41.9	4.8	0.0	0.0
Ŧ	葉	県	49	1,505	152	10.1	16.3	12.2	28.6	36.7	4.1	0.0	2.0
東	京	都	61	2,283	267	11.7	13.1	4.9	24.6	47.5	6.6	1.6	1.0
神	奈 川	県	33	1,018	99	9.7	9.1	9.1	42.4	36.4	3.0	0.0	0.0
新	澙	県	29	866	52	6.0	34.5	24.1	17.2	24.1	0.0	0.0	0.0
富	山	県	15	519	24	4.6	20.0	53.3	20.0	6.7	0.0	0.0	0.0
石	Ш	県	18	422	25	5.9	33.3	16.7	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0
福	井	県	16	453	38	8.4	12.5	6.3	31.3	50.0	0.0	0.0	0.0
Щ	梨	県	26	617	54	8.8	23.1	11.5	23.1	42.3	0.0	0.0	0.0
長	野	県	77	2,024	144	7.1	39.0	9.1	22.1	26.0	3.9	0.0	0.0
岐	阜	県	41	969	74	7.6	24.4	17.1	26.8	29.3	0.0	2.4	0.0
静	畄	県	35	1,002	79	7.9	11.4	22.9	42.9	20.0	0.0	0.0	2.9
愛	知	県	54	1,502	140	9.3	11.1	9.3	38.9	38.9	0.0	1.9	0.0
Ξ	重	県	28	892	80	9.0	10.7	25.0	35.7	25.0	0.0	3.6	0.0
滋	賀	県	19	550	54	9.8	5.3	15.8	26.3	31.6	21.1	0.0	0.0
京	都	府	25	729	60	8.2	20.0	32.0	28.0	8.0	12.0	0.0	0.0
大	阪	府	42	1,433	158	11.0	7.0	18.6	18.6	51.2	2.3	0.0	0.0
兵	庫	県	41	1,307	122	9.3	12.2	17.1	34.1	29.3	4.9	2.4	0.0
奈	良	県	36	881	84	9.5	27.8	5.6	25.0	33.3	5.6	2.8	0.0
和	歌山	県	27	597	42	7.0	44.4	11.1	14.8	25.9	3.7	0.0	0.0
鳥	取	県	18	369	55	14.9	16.7	0.0	22.2	33.3	22.2	5.6	0.0
島	根	県	19	617	44	7.1	15.8	26.3	36.8	21.1	0.0	0.0	0.0
尚	山	県	23	499	76	15.2	26.1	4.3	26.1	26.1	4.3	8.7	4.3
広	島	県	23	798	59	7.4	21.7	17.4	34.8	21.7	0.0	0.0	4.3
<u>—</u>		県	19	583	63	10.8	21.1	10.5	36.8	15.8	10.5	5.3	0.0
徳	島	県	24	560	35	6.3	29.2	16.7	25.0	29.2	0.0	0.0	0.
香	Ш	県	16	395	37	9.4	6.3	12.5	43.8	31.3	6.3	0.0	0.0
愛	媛	県	19	478	32	6.7	31.6	10.5	31.6	26.3	0.0	0.0	0.
高	知	県	32	731	65	8.9	15.6	6.3	40.6	31.3	6.3	0.0	0.
福	岡	県	54	1,308	187	14.3	22.2	7.4		29.6	18.5	3.7	1.
佐	賀	県	20	460	46	10.0	35.0	0.0	20.0	35.0	10.0	0.0	0.
長	崎	県	21	654	39	6.0	23.8	28.6	23.8	23.8	0.0		
熊	本	県	45	1,721	113	6.6	6.7	26.7	57.8	8.9	0.0		
大	 分	県	18	553	40	7.2	5.6	27.8		33.3	0.0	0.0	
文 宮		県	25	760	42	5.5	36.0	12.0	32.0	20.0	0.0		
<u></u> 鹿	児島	県	40	1.051	53	5.0	37.5	20.0	30.0	12.5	0.0	0.0	
沖	縄	県	31	679	55	8.1	32.3	9.7	29.0	25.8	3.2	0.0	
	計	-10	1,638	45,989	3,692	8.0	26.7	15.3		25.0	3.5		

(備考)1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」(平成28年度)より作成。

^{2.} 原則として平成28年4月1日現在。

^{3.} 全国の市区町村1,741団体を対象に調査を実施し、無回答及び総委員数をゼロと回答した103団体を除く1,638団体により集計。

^{4.「}政令指定都市以外の市区」には特別区を含む。